

**実地指導結果**  
**サービス種別：生活訓練**

令和2年9月30日現在（「所在地」「事業所名」は実地指導日現在）

| 申請者名             | 所在地 | 事業所名    | 実地指導日   | 文書による指導の内容   | 指導に対する<br>是正状況 | 備考 |
|------------------|-----|---------|---------|--|----------------|----|
| 株式会社障害者総合支援センター遊 | 南国市 | 生活訓練施設遊 | R2.1.29 | ①法定代理受領した訓練等給付費の額を利用者に通知していないことが認められた。法定代理受領により市町村から指定自立訓練（生活訓練）に係る訓練等給付費の支給を受けた場合は、利用者に対しその額を通知すること。  | 改善済            |    |
|                  |     |         |         | ②サービス管理責任者が作成する指定自立訓練（生活訓練）計画「以下、「個別支援計画」という。」について、平成27年から平成29年まで個別支援計画に署名がなく、利用者又はその家族の同意を得ていることの確認ができない事例が散見された。<br>個別支援計画は、利用者との面接による希望や課題の把握、担当者等を招集して行う会議での意見等を基に作成し、定められた手順を踏んだうえで、個別支援計画に利用者又はその家族からの同意を得ていることがわかるように署名を得ること。 | 改善済            |    |
|                  |     |         |         | ③個別支援計画に署名がなく、利用者又はその家族の同意を得ていることの確認ができないという個別支援計画の作成に係る一連の業務において適正を欠く事例について、個別支援計画未作成減算が行われていないことが認められた。<br>個別支援計画に署名のないものについては、事業所で自主精査した上で返還等の措置を講ずること。   | 改善済            |    |
|                  |     |         |         | ④指定生活介護事業所の福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）について、人員に関する基準により置くべき生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の25以上であるものとして知事に届け出た後に、加算基準を満たさない配置に変更した際の知事への届出が漏れるとともに、誤った加算請求をしていることが認められた。<br>速やかに変更状況を知事に届け出るとともに過誤請求を行うこと。        | 改善済            |    |
|                  |     |         |         | ⑤事業所の会計について、指定自立訓練（生活訓練）事業所と指定相談支援事業所との経理が計算書類において区分されていないことが認められた。<br>指定障害福祉サービス事業所ごとに経理を区分すること。  | 改善済            |    |
|                  |     |         |         | ⑥水害・土砂災害を想定した訓練が実施されていないことが認められた。<br>水害・土砂災害の場合を含む地域の実情に応じた災害に係る訓練を実施し、防災に関する訓練を実施した場合には、次回以降の訓練の参考とするためにも、訓練の内容を具体的に記録すること。   | 改善済            |    |